

「パートナーシップ構築宣言」

弊所は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

また、環境負荷の少ない商品・サービスや、環境配慮に積極的に取り組んでいる企業から、優先的に調達を行います。

2. 「振興基準」の遵守

下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を遵守し、お取引先様とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、お取引先様から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費の上昇に伴う取引価格見直しの要請があった場合にも、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 型管理などのコスト負担

契約のひな形を参考に型取引を行い、不要な型の廃棄を促進するとともに、お取引先様に対し量産終了後の型の無償保管要請を行いません。

③ 手形などの支払条件

下請代金は現金で支払います。

④ 知的財産・ノウハウ

契約上知り得たお取引先様の知的財産権やノウハウに関して、お取引先様に損失を与えることの無いよう、十分に配慮します。

⑤ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、お取引先様に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、お取引先様に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

弊所は、「振興基準の遵守」を推進する為、弊所従業員への教育や、お取引先様とのコミュニケーションを継続的に実施して参ります。

2022年1月20日

FRP工房ゾロ

代表 三好幸作